

食品安全委員会（第594回会合）議事概要

日 時：平成28年2月9日（火） 14：00～15：10
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：佐藤委員長ほか6名出席
傍聴者：報道1名、行政機関6名、一般10名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・ 添加物 1案件

食品、添加物等の規格基準の改正について（「水素イオン濃度調整剤として用いられる二酸化炭素」に係る「生食用鮮魚介類」、「生食用かき」及び「冷凍食品」の加工基準の改正）

→厚生労働省から説明。

食品、添加物等の規格基準の改正により、「生食用鮮魚介類」、「生食用かき」及び「冷凍食品」の加工基準において、加工に当たり使用してはならないと規定されている化学的合成品たる添加物から、「水素イオン濃度調整剤として用いられる二酸化炭素」を除くことについては、二酸化炭素は、ヒトが炭酸ガス又は炭酸イオンの形態で日常的にばく露している化合物であること、指定添加物であり炭酸飲料等に使用されるとともに、他の食品においてはすでにpH調整剤として使われているものの、食品中の添加物としての摂取による健康被害の報告はないこと及び炭酸飲料から摂取する量と比較して、規格基準の改正により増加する添加物としてのばく露量は微量であり無視できる量であると考えられることから、二酸化炭素を改正後の規格基準に則り使用したとしても人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられ、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当するものとされ、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・ 遺伝子組換え食品等 1品目

HIS-No. 2株を利用して生産されたL-ヒスチジン

→厚生労働省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

・ 特定保健用食品 1品目

松谷のミニビスケット

→消費者庁から説明。

本件については、新開発食品専門調査会において審議することとなった。

(2) プリオン専門調査会における審議結果について

・「イノシシを原料とするたん白質の飼料としての利用」に関する審議結果の報告について

→担当委員の熊谷委員から説明。

本件については、プリオン専門調査会における結論が了承されるとともに、微生物汚染や、銃弾に由来する鉛の混入、放射性物質による汚染の対応について追記することとなった。

この結論を踏まえ、本件は、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められるとともに、同規定に関するこれまでの取扱いと同様に、意見・情報の募集手続は行わず、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「ASP595-1株を利用して生産されたフィターゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(4) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

・「*Schizosaccharomyces pombe* ASP595-1株が生産する6-フィターゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の熊谷委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

(5) 薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける審議結果について

・「家畜等に使用するバージニアマイシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の熊谷委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及

び評価書案への反映を薬剤耐性菌に関するワーキンググループに依頼することとなった。

(6) 食品安全関係情報（1月1日～1月22日収集分）について

→事務局から報告。

オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関が公表した、食品中の容器包装由来の化学物質に関する調査結果について報告。

(7) 「食の安全ダイアル」に寄せられた質問等（平成28年1月分）について

→事務局から報告。